

一定程度の障がいの状態とは

身体障害者手帳の1級、2級または3級に該当する方

身体障害者手帳の4級に該当する方のうち、

次のいずれかに該当する方

音声機能または言語機能の障がいに該当する方

下肢障害の1号、3号または4号に該当する方

療育手帳の重度（A）に該当する方

精神障害者保健福祉手帳の1級または2級に該当する方

国民年金証書の1級または2級に該当する方

上記の書類をお持ちでない方で、上記と同程度の障がいのある方

（お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口でご相談ください）

65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方は、75歳に達するまでは将来に向かって認定の取消を請求することができます。